

札幌医科大学国際交流危機管理対応マニュアル

令和4年3月29日

札幌医科大学国際交流部

目 次

I 趣 旨	1
II 派遣前の大学対応	1
1. 海外渡航における「意識啓発」に向けた取組の実施	
(1) 「自分の身は自分で守る」という基本原則の周知	
(2) 渡航先の危機等に関する情報収集の励行	
(3) 連絡先等情報の登録に関する周知	
(4) 健康管理の指導	
(5) 海外旅行傷害保険等への加入促進	
(6) 事件・事故に巻き込まれた場合の対応	
III 派遣後の危機発生時の大学対応	2
1. 危機発生的事象	
2. 基本的対応方針	
(1) 初動情報収集	
(2) 学内連絡体制	
(3) 報道機関等への対応	
(4) 国際交流危機対策室の設置	
IV 派遣の中止・延期・途中帰国等の判断	4
1. 派遣先国（地域）の事情	
2. 派遣先機関の諸事情による判断	
3. 個人的事情による判断	
4. 帰国後の安全管理	
V 外国人研究者・外国人学生等の受入における危機管理	5
1. 渡日前の判断	
2. 渡日後の判断	
資料 1 危機事象発生時の対応フローチャート（連絡・報告体制）	6
資料 2 外務省「海外安全情報」（海外危険情報・感染症危険情報）と本学の対応	7

I 趣 旨

本マニュアルは、札幌医科大学国際交流危機管理方針（以下「方針」という。）に基づき、方針の危機管理の対象とする事象が生じた場合の対応について定めるものである。

II 派遣前の大学対応

1. 海外渡航における「意識啓発」に向けた取組の実施

（１）「自分の身は自分で守る」という基本原則の周知

事件・事故から身を守るため、渡航先の情報収集の重要性、渡航前の心構えや実際に危機に遭遇した場合の対処方法について理解を促し、注意喚起するために、オリエンテーションを実施する。

（２）渡航先の危機等に関する情報収集の励行

渡航者に対し、外務省や在外公館のホームページ等で渡航先の最新情報を収集するためのツールやその活用方法について周知する。また、渡航先（国・地域）の国際情勢の変化や動向（テロ、天変地異、流行性疾患等）を注視し、危険度・危険情報を把握した上で適切な指導・助言を行う。

（３）連絡先等情報の登録に関する周知

渡航者に対し、「在留届」や「たびレジ」等への現地連絡先、国内の緊急連絡先の登録について周知するとともに、渡航者の所属・日程、活動場所、海外旅行保険の内容、パスポート情報、受入機関の住所及び連絡先等の情報を把握する。

（４）健康管理の指導

渡航者が海外に長期間滞在する場合は、渡航前に健康状態をチェックするよう指導する。渡航先によっては、健康診断書等の提出が求められるため、病院等で健康診断を受診するよう指導する。また、感染症が流行している地域への渡航の場合は、予防接種の必要性の説明を行う。

（５）海外旅行傷害保険等への加入促進

海外旅行傷害保険へ加入するよう指導・助言する（国際交流事業による派遣学生は加入が必須）。クレジットカード等に付帯している保険では、実際事故に遭遇した場合、保険の限度額やサービス・条件の範囲が狭く、補填されない場合があることについて説明を行う。

（６）事件・事故に巻き込まれた場合の対応

渡航者に対し、危機事象が発生した場合は在外公館の援護等を依頼することが重要であることを周知する。なお、海外旅行傷害保険に加入している場合は、事象により保険会社のサ

ポートサービスを受けることが可能であることを周知する。

危機事象が発生した場合の大学側の窓口を学生に周知する。また、学生や保護者からの相談体制を構築する。

Ⅲ 派遣後の危機発生時の大学対応

1. 危機発生的事象

- ① 重大な災害、テロ、飛行機・列車事故、交通事故等が発生し、渡航者がこれに巻き込まれた場合又はその可能性が高い場合
- ② 渡航者が事件・事故等の被害者となった場合
- ③ 渡航者が事件・事故等の加害者となった場合（刑事事件等の容疑者となった場合を含む）
- ④ 渡航者が病気、事件・事故等により重篤な状態又は急逝した場合

2. 基本的対応方針

これらの危機発生的事象・程度ごとに危機対応は異なるが、災害、事件・事故の発生により、渡航者が安否不明の場合及び病気や事故で死亡した場合は、速やかに国際交流危機対策室（以下「対策室」という。）を設置し、対応にあたる。

また、渡航者が事件・事故の被害者又は被疑者・加害者になった場合、災害に遭って生存が確認されている場合など生死には関わらないが、現地対応だけでは解決困難な場合は、危機発生の内容により対策室の設置を検討するとともに、現地対応のために本学の教職員を派遣するなどして適宜対応にあたる。なお、本学の学生・教職員が事件や事故等により現地で被疑者・加害者になった場合などは、関係機関等の協力を得ながら事実確認を行い、大学として被害者に対し誠意のある対応を行う。

さらに、これらに備えて、危機発生時における派遣先大学等に連絡・対応等について協力を得られるよう、事前に要請と確認を行っておく。

（1）初動情報収集

国際交流事業（交流協定等による派遣、短期語学研修等）の対応窓口は国際交流部とし、国際交流部は、初動情報収集において、以下に留意する。

- ① 「情報源」を明確にしなが様々な情報を整理する（事故内容、規模、状況、死傷者、収容先等）。
- ② 情報は「事実とそれ以外」を区別する。不明なことは不明とする。
- ③ 時系列で、誰が、誰に（誰から）、何を、いつ、どんな情報を得たか記録する。メールの

場合は印刷してファイルする。

- ④個人情報の保護に最大限の配慮をし、事実関係が不明な時点において、報道機関など外部からの問い合わせに応じてはならないことを確認しておく（ただし、他部局間で事前に了解を得ており、学長の許可があることに関してはこの限りではない）。

- ⑤渡航者（引率教員を含む）に状況確認を行い、自宅等日本国内の連絡先に連絡をする。

また、適宜協定校や在外公館にも連絡し、状況の確認・共有を図る。

なお、現地との連絡の際には時差に注意する。

ヨーロッパ：日本時間マイナス6～7時間、北米：マイナス13～17時間、中国：マイナス1時間、韓国：時差なし
（＊地域とサマータイムにより異なる）

（２）学内連絡体制（資料１参照）

国際交流部は、事件・事故の重要度を把握するため情報を収集し、渡航者の所属長や学内関係部署と情報共有を図るとともに、保険会社等への支援を要請する。

事態が重大と判断した場合は、国際交流部長は学長に報告するとともに、対策室の設置の可否を検討し決定する。

（３）報道機関等への対応

報道機関等への対応（発表等）が必要になった場合、学長は、事故等に関する統一見解を決定し、学内関係者に周知徹底させ、対応する。

（４）国際交流危機対策室の設置

- ①国際交流部長は、危機事象の規模や状況に応じて国際交流関係職員の協力を求め、初動対応に必要な現地の連絡先や関係先窓口・担当者などの確認と正確な情報の収集などを行う。
- ②情報収集・連絡などは、保険会社、派遣先大学、在外公館等公的機関等の協力を得て行う。
- ③現地対応のため、教職員の派遣を検討し、派遣が必要な場合は、派遣者の決定、出張命令、航空券の手配、宿泊先の手配などの手続きを行う。
- ④学生・教職員の家族が現地へ同行することとなった場合は、航空券、宿泊先、現地対応について国際交流部がサポートする。
- ⑤現地対応のために派遣された教職員等は、受入機関の担当者、病院、在外公館などと連絡・相談のうえ、その後の対応方法を検討し、対策室に連絡する。
- ⑥対策室は、危機発生について速やかに関係する保険会社等に連絡し、補償内容について確認する。

IV 派遣の中止・延期・途中帰国等の判断

1. 派遣先国（地域）の事情

外務省から提供されている「海外安全情報」や、特定の国・地域の治安や安全性に関する情報を基に、渡航者や所属長の意向を踏まえた上で、国際交流部長が学長に状況を報告し、学長が判断する（資料2参照）。

2. 派遣先機関の諸事情による判断

次の場合は、原則として渡航の中止、延期又は途中帰国させる。

- （1）派遣先大学等における学業継続が、自然災害、派遣先大学の諸事情により不可能となった場合
- （2）派遣先大学等を退学処分等となった場合
- （3）派遣先の自然環境が悪化（生活継続が困難化）した場合

3. 個人的事情による判断

【病気・怪我対策】

- （1）渡航者が怪我や疾病により入院治療が必要となった場合には、原則として帰国を促す。
また、自宅療養が必要となった身体疾患の場合も健康管理を優先し、帰国するよう指導する。
- （2）留学等の継続が困難となる精神疾患を有した場合は、医師やカウンセラーの所見を参考に、帰国するよう指導する。
- （3）渡航先国（地域）によって、医療制度や医療保険制度が異なることから、入院手術、治療に関する医療費負担の観点から、一旦帰国させて日本で療養させることも考慮する。

【犯罪対策】

- （1）刑法に触れる罪を犯したり、テロの加害者又は被疑者となった場合は、滞在国の法律に基づき処分等を受けることとなり、それを基に判断する。
- （2）薬物等の依存症に罹患した場合、滞在国の法律上の扱いに基づき判断する。
- （3）民事上の犯罪による加害者または被害者となった場合は、滞在先（大学・国）の法律等に基づき扱われるので、これを基に判断する。

4. 帰国後の安全管理

- (1) 感染症が発生した又は発生が疑われる渡航先から帰国した渡航者については、発病の危険性があるため、2週間程度は自宅又は大学が指定した場所に待機させること。
- (2) 待機命令を受けた学生は、帰国直後又は待機中に体調管理を徹底させ、最寄りの保健所、本学保健管理センターや感染制御部などと緊密な連絡を取らせるとともに、感染症の罹患が疑われる場合は専門医の診療を受けさせること
- (3) 待機命令を受けた学生は、保健所や本学保健管理センター又は専門医の許可がなければ通学することができない。

V 外国人研究者・外国人学生等の受入における危機管理

1. 渡日前の判断

母国の大使館・領事館などから渡日中止、延期の指示がある場合は、国際交流部は派遣元大学の担当者や当該外国人研究者・外国人学生等と連絡をとり、協議の上判断する。

2. 渡日後の判断

以下の場合は、必要に応じて、研究・学業を中止し、途中帰国判断を行う。

- (1) 母国の大使館や派遣元大学などから、帰国の指示があった場合
- (2) 本学において、研究・学業の継続が困難な場合（大学の閉鎖、研究・就業環境の悪化等）
- (3) 外国人研究者・外国人学生等が怪我や疾病により、長期間入院等の加療が必要となった場合（健康状態に応じた判断を行うこと。）
- (4) 犯罪等の被害者となった場合
- (5) 日本の法律に違反する行為を行った場合

危機事象発生時のフローチャート (連絡・報告体制)

本学教職員・学生の派遣

- ・ 交流協定等による派遣
- ・ 短期留学助成事業による派遣
- ・ 短期語学研修（引率教員を含む）

交流協定先外国人研究者・学生等の受入

- ・ 研究者交流による受入
- ・ 学生交流による受入

危機事象発生 第1報

国際交流部（事務局経営企画課）
（+81-11-688-9450）
koryu@sapmed.ac.jp

上記に繋がらない場合は、警備室（+81-11-688-9422 または +81-11-688-9423）へ連絡

国際交流部は速やかに

- ・ 派遣先・派遣元大学等の担当者
- ・ 在外公館・駐日外国公館
- ・ 家族 などに連絡し、

事件・事故の重要度を把握するため情報を収集

国際交流部及び学内関係者で情報整理・対応検討

事態が重大でない

国際交流部で対応

状況により、関係各課
に連絡し、部局間の調
整を図る

事態が重大と判断

学長に報告
国際交流危機対策室の設置の有無を確認
関係部署への連絡

国際交流危機対策室の設置

○外務省「海外安全情報」（海外危険情報・感染症危険情報）と本学の対応

レベル	本学の対応
「レベル1：十分注意してください。」	実施又は継続するが、十分な注意を払う
「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」	延期又は中止（途中帰国）を基本方針とする
「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	中止、即刻帰国
「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	中止、即刻帰国

【関連通知】

- ・「『新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針』等の取扱い」（令和3年5月10日付け医大総第73号 理事長（危機対策本部長）通知）
- ・「国際交流事業に係る海外渡航及び海外からの来学者の受入について」（令和3年6月24日付け医大企第43号 国際交流部長通知）